

所管事務調査報告書

総務文教厚生常任委員会「議員公開委員会」

1. 調査項目

教育委員会生涯学習課の運営に関すること

(平成28年12月16日 閉会中の継続調査承認議決)

2. 調査年月日

平成29年1月26日・3月3日 計 2 回

3. 調査地

委員会室

4. 説明員

(1) 平成29年1月26日

・竹中町長・千葉副町長・馬場教育長・須田生涯学習課長・松下主査
新田代表監査委員

(2) 平成29年3月3日

・竹中町長・千葉副町長・馬場教育長・須田生涯学習課長・松下主査
・杉本総務課長・船戸主幹・富川主幹・石川主査

5. 調査の経過

(1) 平成28年11月18日に発覚した、教育委員会生涯学習課元主査による不正経理について、議会は地方自治法第98条第2項に基づき監査委員の職責に基づく監査を求めるとともに、議会として原因の究明と今後における防止対策を検討するために、総務文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務継続調査事項として、12月議会定例会最終日に議決を頂いた「教育委員会生涯学習課の運営に関すること」について、議会運用例第118条の2の規定に基づき、委員外議員全員の出席を求めて総務文教厚生常任委員会議員公開委員会を開催し調査を行った。

(2) 本委員会は、2回の委員会を開催し、原因の究明と今後の防止対策について議論を重ねてきた。

委員会における審査経過は、以下のとおりである。

ア 第1回委員会（議員公開委員会）

平成29年1月26日（木）午前9時～午後3時

委員会開催にあたり、事前に総務文教厚生常任委員会委員長より各議員に対して、行政側から調査に必要な資料の提出や、事情聴取したい事項等について調査を実施した。そして、それらをまとめた調書を行政側に提出し、資料提出と回答を求めて委員会を開催した。

（ア）監査委員提出資料

平成28年12月16日に地方自治法第98条第2項に基づく議会決議により
監査委員に監査を求めた事項の監査結果の報告について

- ① 監査委員からの監査結果報告事項
- ② 教育委員会生涯学習課職員の不祥事に関する関係補助団体の経理状況について

（イ）行政側提出資料

- ① 職員による不祥事の再発防止に向けて
 - ・事件の原因について
 - ・団体等の会計事務の状況
 - ・再発防止に向けて
- ② 各種団体等会計事務処理マニュアル（一覧表）
- ③ 収入・支出・経理簿等様式
- ④ 上士幌町職員の公務員倫理に関する規定
- ⑤ 上士幌町職員の懲戒処分に関する指針
- ⑥ 上士幌町職員接遇マニュアル
- ⑦ 上士幌町職員服務規程

（ウ）教育委員会生涯学習課提出資料

- ① 平成12年6月1日付け公金以外の団体等の会計処理に関する通知
- ② 一流プロジェクト実行委員会名簿・規約・内規・希望調査内容等
- ③ かみしほろ学園構想検討委員会設置要綱・検討経過に関する記録
- ④ 平成28年度生涯学習・社会教育担当業務担当割り表
- ⑤ 5団体会計事務における不正経理の防止対策一覧表

イ 第2回委員会（議員公開委員会）

平成29年3月3日（金）午前11時30分～午後2時30分

2回目の委員会は、前回の調査において課題となった点について、行政側と生涯学習課に資料の提出と回答を求めて実施した。

（ア）行政側提出資料

- ① 上土幌町職員の公益通報制度について
- ② 広報4月号掲載予定「不祥事の再発防止に向けて」原案

（イ）教育委員会生涯学習課提出資料

- ① かみしほろ学園構想策定の経過

6. 調査結果

（1）監査委員監査結果について

ア 不正行為を行った元主査は、平成22年4月に採用されているが、採用年度から担当する協議会の経理事務で不正行為を行っていた。

今回の事件は、本人の公務員倫理の欠如が最大の原因であるが、監査委員からは、次のような監査結果が報告された。

（ア）「不正経理の温床となったのは、課内におけるチェック機能が普段から働いていなかった」と厳正であるべき会計事務における管理・監督職員への報告が日常的に行なわれていないことが問題であった。

（イ）会計事務において収入・支出証書の作成が行われていないものや、決裁印が無いものなど、ずさんな事務処理であった。

（ウ）元主査が会計事務を1人で行い、組織としての管理と点検が機能していなかった。

（エ）印鑑は、教育委員会事務所の鍵付きスチール内で公印を保管するが、「かみしほろ学園推進本部連携教育部会」及び「子どもの本のつどい上土幌大会実行委員会」は、元主査の私印が口座の届出印となっていた。

（オ）通帳は、「生涯学習フェスティバル実行委員会」については、教育長室の金庫で保管されていたが、そのほかの通帳は元主査が保管しており、上記2団体は自由にお金の出し入れが出来る状況で管理体制に不備があった。

イ 上記の監査報告を受けて、各委員からは「監査委員が、自治体における監査委員制度は自治体の適正な運営を保障すべきものでなければならないが、過去に類似し

た事件があり、補助団体などの現金取り扱いに注意すべきとの認識がありながら、地方自治法第199条第7項の監査を実施してこなかったことが審議の中で明らかとなり、今回の教訓を踏まえて厳正かつ適切な監査の実施を求めたい。」と監査事務局体制の強化に向けての意見があった。

ウ 行政側は、監査委員との協議の結果、決算監査の際に全課部局の事情聴取を実施し、その際に補助団体すべての預金通帳と経理簿を確認することとした旨の報告があった。

当委員会としては、監査の実施が定例監査のほか、随時監査を行うことにより、行政事務に緊張感を持たせる役割を期待するものである。

(2) 行政側から示された再発防止対策に対する要請について

今回の不祥事を受け、行政側から不正経理の未然防止や早期発見が出来なかったのは、組織的に問題があったとし再発防止策が示された。

当委員会は、その内容について検討を行い、再発防止策が実効性の高いものになるよう行政側に対し次のとおり要請した。

ア 通報者の保護に十分配慮し、事実に基づく通報であれば匿名であっても調査対象とするなど、内部告発に関する制度を確立させること。

イ 「上士幌町職員等の公益通報制度」は、行政側から要綱案が示されたが、要綱ではなく条例化し、行政と議会が共に関わって作成していくこと。

なお、通報制度は、条例化に向けて行政側から提案があった場合、継続して協議していく。

ウ 会計処理の徹底はもちろんのこと、会議録など事務処理がしっかりと行うことができる適切な人事管理や業務量を踏まえた組織とすること。

エ 具体的な不祥事の再発防止対策は、広報紙で住民に周知が図られているが、全職員が「すべきことを行う」という意識づくりを徹底すること。

(3) 教育委員会生涯学習課の運営への要請について

町は、平成12年に福祉団体職員の不正経理と公金横領という不祥事を教訓として、「公金以外の団体等の会計処理について」という表題で訓令を発し、町民の疑義を招かない会計処理の取り扱いルールを作成した。しかし、こうしたルールを形骸化させ

たことが、今回の不祥事を発生させた大きな要因の一つである。

当委員会は、このことを受けて以下のとおり要請する。

ア 適正な会計処理、特に現金の取り扱いをマニュアルに従い処理し、支出証書や見積書などに不自然な点がある場合は、すぐに確認または調査を行うこと。

イ 行政内には、事務取り扱いの様々な決めごとがあるが、時代のすう勢に対応した見直しや定期的な意識啓発と周知を教訓化すること。

ウ 元主査による不正経理は、監査委員より「組織としての管理と点検が機能していなかった。」と報告されているが、一般事務においても同様に、かみしほろ学園構想策定に関しても、その策定経過の会議報告書が残されておらず、会議においてどのような議論がなされたか分からない状態となっている。

このことは今後において、継続している事業の推進に影響があるので、生涯学習課内部で、事業の推進に向けた十分な体制と日常的な書類作成・管理体制の改善を行うこと。